

進路のしおり

～生涯を通じた支援～



この冊子は県内の肢体不自由特別支援関係校が集まって毎年編集発行されているものです。小学部に入学し高等部を卒業するまでの12冊の冊子をご覧になって、日々のあるいは将来の豊かな生活を送っていただくよう願っております。

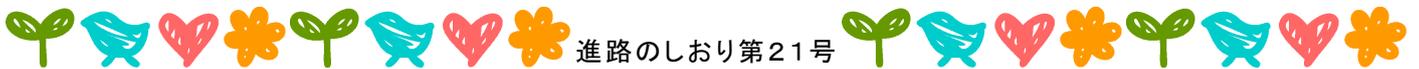
今回は生涯にわたる様々な支援を紹介し、併せて大学進学や福祉の制度についてお伝えします。目まぐるしく変わる支援の姿を少しでもご理解いただければ幸いです。



<目次>

地域支援	P. 1～ 8
進路実現	P. 9～10
制度解説	P.11～13
用語解説	P.14

- 埼玉県高等学校進路指導研究会 / 特別支援教育部会・肢体不自由特別支援学校小委員会
- 埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会 ● 埼玉県特別支援学校校長会



入所から在宅へ(0歳児からの支援)

～ 短期入所(ショートステイ) ～

地域支援

医療的ケアを要する子どもの地域支援(短期入所)

医療技術の進歩や在宅医療の普及により、医療的ケアを要する児童・生徒が増えています。しかし、その児童・生徒達を養育する家族が利用できる社会資源や医療・福祉サービスが、不足している現状から、家族への負担が非常に大きなものとなっています。

現在、障害福祉サービスの生活介護事業所においては、看護師の配置が義務付けられているため、医療的ケアに対する一定程度の対応は可能となっていますが、利用時間が長くなる短期入所となると、受け入れが非常に厳しい状況となっています。埼玉県内においても、医療的ケアを要する子どもの短期入所を受け入れている施設は6施設ありますが、地域によっては行くまでに1～2時間を要する施設や、初診を受けるのに数ヶ月待ちという状態であり、都内の療育センター等を利用している家族もいるという現状です。このような中で、埼玉県の川越市に医療型障害児入所施設「カルガモの家」が開所されました。以下に施設の概要について紹介します。



カルガモの家 全体

医療型障害児入所施設 カルガモの家

住所 埼玉県川越市大字鴨田1930-1

事業開始 平成25年4月1日

設置主体 社会福祉法人 埼玉医大福祉会

施設理念

「この子らとともに」

基本方針

1. 子ども達の個を尊重し安心・安全な医療・看護・療育を提供します。
2. 専門的知識・技術により子ども達のもてる力を引き出し成長を支援します。
3. 多職種と連携し然るべき場所で生活できるように支援します。
4. 地域と連携し小児在宅医療に貢献します。
5. カルガモの家の職員として自覚と誇りを持ち自己研鑽します。

事業内容(予定も含む)

- **入所部門(医療型障害児入所施設)**
急性期病院で慢性期に入ったお子さんを対象とし受け入れます。長期になっても基本的に在宅移行をめざします。(40名定員)
- **短期入所**
いわゆるレスパイト入所として、在宅医療の支援をします。
- **通所**
(医療型特定短期入所・日中一時支援)
通所にて医療・生活支援・訓練を組み合わせる在宅療養を支援します。
- **相談支援部門**
ご家族の要望を伺い必要な助言、サービス計画を提供し連絡調整を行います。
- **訪問診療部門**
各職種が訪問して在宅療養支援する予定です。

※予約・相談お問い合わせ窓口
相談室直通 Tel 049-229-5818



周産期・小児期の急性期医療は日進月歩ですが、慢性的に医療を要し帰宅できない、または、在宅療養を要するお子様が、適切な医療や福祉サービスを受けないことが全国的に解決を迫られている大きな問題です。医療型障害児入所施設は、重い重複障害を持つお子様やそのご家族に対し、急性期医療の場とは異なるニーズにお応えするために存在します。

当施設は障害児相談支援に始まり、医療型入所では在宅療養移行を支援、また移行後の支援として短期入所や通所によるレスパイトサービスを行います。これら施設自身の機能に加え、地域の訪問診療所や訪問事業所と連携して行う小児の在宅療養支援を使命としています。また、3次医療施設である埼玉医科大学総合医療センターに隣接しており、24時間体制や専門性の高い医療との連携が得られますが、地域における急性期病床の有効活用に対する貢献も一つの使命です。当施設は小規模であり単独でできることは限られていますが、行政や医師会、地域の関連各施設と連携し、重い障害を持つお子様の育成の一助となることを目指します。

(パンフレット 星順施設長 あいさつより)

この施設では0歳児から入所を受け入れ(原則18歳まで)、そして在宅生活への準備支援を行い、在宅時も短期入所等を通し、医療・介護の支援を行うという流れを追っています。しかし、一般的に医療・福祉人材の確保が厳しいと言われていた状態が続いており、これからこの施設の機能を十分に発揮できる人材を確保・育成していくことが重要課題とのことでした。

医療的ケアを要する児童生徒は、短期入所も日中一時支援(昼間のお預かりサービス)も受けていただけない場合が殆んどですが、カルガモの家の利用に関しては、医療を必要とする子の家庭においても「家族が休みたい！」の一言で十分だそうです。短期入所を利用する場合は、

福祉課への問い合わせはもちろん各担当医へも相談してみてください。

医療的ケアが必要な重症心身障害児における看護・介護は、家族に支えられている状況にあり、家族の休息(レスパイト)がとても大切なものとなってきます。そのためには、このような施設が埼玉県内にもっと多く作られていくことを願っています。

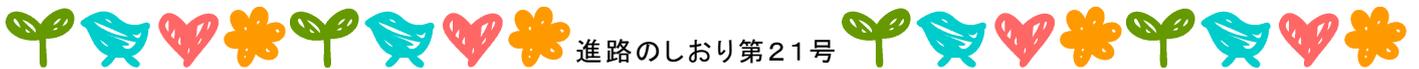
(文責 岩沼)



カルガモの家 ロビー

障害児入所施設・指定医療機関

施設名称	住所	電話番号	施設等の区分
カルガモの家	川越市大字鴨田 1930-1	049-229-5811	医療型
中川の郷療育センター	松伏町下赤岩 222	048-992-2701	医療型
光の家療育センター	毛呂山町小田谷 162	049-276-1357	医療型
福祉医療センター太陽の園	熊谷市津田 1855-1	0493-39-2851	医療型
埼玉県立嵐山郷	嵐山町古里 1848	0493-62-6221	医療型
埼玉療育園	寄居町藤田 179-1	048-581-0351	医療型
東埼玉病院	蓮田市黒浜 4147	048-768-1161	指定医療機関



地域支援

「地域でみんなと一緒にえがお」

特定非営利活動法人(NPO法人)えがお

所在地 川口市峯572-8

TEL 048-287-3133 FAX 048-297-8111

e-mail npo-egao@mx1.alpha-web.ne.jp

平成24年4月開設の私たち特定非営利活動法人(NPO法人)「えがお」は障害があっても、医療的なサポートが必要でも、地域で笑顔で暮らせるよう、つながりと出会いの場づくりをめざして訪問看護、障害者相談支援、地域交流の3つの事業を行っています。

病気や障害のある方の支援を通して知り合った人達が、たまたま同じタイミングで独立を考えていた事と、福祉に関わる違う業種が手をとり合うことでより良いサービスを提供出来るのではないかと考え、3事業が柱のNPO法人を立ち上げました。

訪問看護は在宅医療の進歩に伴い、住み慣れた自宅での療養生活や看取りが可能になり多くの方にご利用いただいております。また、平成24年4月の改正障害者自立支援法(現障害者総合支援法)及び改正児童福祉法の施行により、平成27年度4月までに全ての利用者に対して、サービス等利用計画の作成が必要とされることになり相談支援の依頼も増えてきています。(詳しくはお住まいの地域の担当ケースワーカーにお尋ねください)

訪問看護と障害者相談支援事業は川口、草加地域の方に限らせていただいておりますが、地域交流(サロン)はどこにお住まいでも、ご本人とご家族が希望されれば参加していただけます。火曜日は週替わりでフットケアの勉強会、布ぞうり作り(てしごとのかい)教室、健康体操、寺子屋(障害のある方の生涯学習の場)を、また毎週木曜日はどんなに障害



が重くても一人ひとりに心があり想いがある!と、信じてサロン「ことばのちから」を開いています。「寺子屋」と「ことばのちから」に関しては学校を卒業した後も学びたい!青年達の気持ちと、自分の気持ちを声や文字にして表現し伝えることを大切にしています。

表現することができれば、選択する事ができる!当事者がどんな生活を望み、どんな人生を送りたいかを自己決定する(表現する)力を育てることが権利擁護にもつながっていることをこのサロンを通して改めて感じています。表現方法は、筆談、パソコン、レッツチャット(会話補助装置)様々ですが、どの方もあふれる思いがあることを肌で、介助する手で感じています。

伝えること、伝わることの楽しさを知り、今までとは違う面を見せてくれる発見の場であり、必ず何か課



題をしなくてはいけないのではなく、「ただ、そこにいる！だけでもいいんだよ」と時間を共有する場でもあります。また、介護者（親も含めて）情報交換の場として、また息抜きの場として（生活介護等の制度の枠組みの中の場所ではありませんが）サロンを活用していただけたらと思っています。

めまぐるしく変わる福祉制度ではありますが当事者を含め関わる全ての方が笑顔でいられるような事業所を目指し、地域に根差した活動を継続していきたいと思っています。



（保護者）

「つよいこころになりたいです」パソコンで意思伝達を始めて半年した頃の息子のことばです。まさか全盲でしゃべらず重度知的障害のレットルをはられ続けた息子が、言葉を理解できてるとは・・・驚きの中でのスタートした「ことばのちから」です。言葉を綴ったノートのページを重ねるごとに私の知らなかった息子の思いを徐々に知ることが出来るようになっていきました。最近「寺子屋」の活動にも参加して、お習字にも挑戦しています。先生に手を持ってもらいながらですが筆の動きや墨の香りを楽しんでいるようです。もともと内向的な性格からなかなか心の内を聞かせてはくれませんが、今後も焦らず、のんびりと取り組んでいきたいと思っています。

（当事者 22歳 男性）

にしにしずむたいようもあさにはまたのぼってくる。くりかえすまいにちのなかぼくは、ずっとたちどまったままでないでいた。すこしずつなにかがかわってきたきょうこのごろもうたちどまらないですすめるきがする。あけないあさは、ない。なかまのちからにはげまされすすんでいくけついとかくごをした。

NPO法人えがおが目標としていること

地域交流事業
地域にお住まいの、全ての方を対象に出会いの場、交流の場をつくりたい

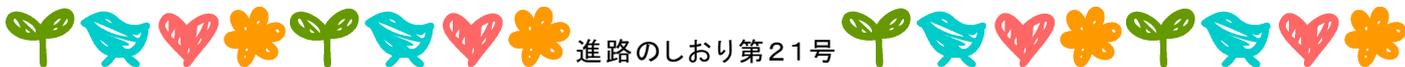
障害があっても、医療的なサポートが必要でも、地域で笑顔で暮らせるよう、つながりと出会いの場づくりを目指します。

訪問看護
医療が必要であっても在宅で、地域で暮らすことを支えていきたい

子育て中のお母さん、人生経験の豊富な近所のおじちゃん、おばちゃん。病気や障害を抱え、家から一步出るのも大変な方々。また、地域で活躍している専門職の皆さんも、よろしかったら是非ここに集ってください。みんなでテーブルを囲んでお話ししましょう！きっと名案が見つかります。

障害者相談支援事業
利用者主体のサービス利用計
画作成等、地域の暮らしを一緒に考えていきたい

医療だけでは支えられない。様々な分野と繋がり支えていくことを目指します。



在宅生活時の支援 ～ 日中一時支援 ～

有限会社 融和

えがお

住所 さいたま市見沼区大和田 2-201-25 電話 048-682-6810 取締役 藤野 幸一

地域支援

基本方針

私たちは

- 利用者の方、家族の方々と心からうちとけ合い信頼関係を築いてゆく。
- 私達が訪問することにより利用者の方や家族の方が“えがお”で日々を過ごせるように支援する。
- 地域に根ざした看護・訪問を行なう。

事業内容

- ・通所看護（日中一時支援）
一時預かり並びに訪問看護（お預かりする場合、訪問看護と連携して行います。）
- ・訪問看護、訪問介護
- ・居宅介護支援（介護保険法に基づく）
- ・療養通所介護

対象者

- ・重症心身障害児
（さいたま市在住、0～18歳未満の超重症心身障害児）
- ・寝たきり、寝たり・起きたり、認知症、難病、終末医療希望者 等

この施設の設立の動機は、以前、気管切開をした子（7ヶ月）の訪問看護を行っているとき、吸引が頻回のため母親が心身の疲労が蓄積しどんどん暗くなっていくのを見て「もう少し休めるように何か方法はないか」と調べたのがきっかけです。

重度の障害があっても外に出られる場所がある、また、保護者がその間安心して休めることを提供するという事です。ですので、利用者は超重度障害児（者）ということになります。利用者の障害の程度を点数化して10点以上であれば利用可能です。

施設内にはベッドが何台もあり、そこで日中過ごすようになっており、入浴もあります。自宅の延長のような雰囲気があると利用者の保護者は話していたそうです。送迎は保護者にできるだけ行って欲しいのですが、相談で送迎可能なこともあります。現在の利用日は火曜日から土曜日ですが、火～金曜日は9時30分から16時30分、土曜日は午後2時までです。

超重症心身障害児(者)・準超重症児(者)

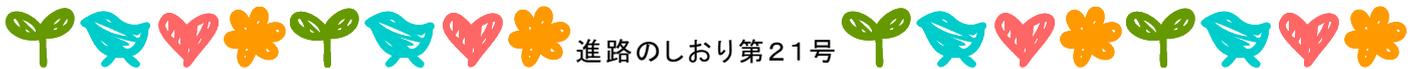
以下の各項目に規定する状態が6ヶ月以上継続する場合で、1の運動機能が座位までであり、かつ判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児(者)、10点以上25点未満である場合を準超重症者と規定しています。

1. 運動機能: 座位まで	2. 判定スコア (スコア)	(スコア)
(1) レスピレーター管理	= 10	(9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
(2) 気管内挿管、気管切開	= 8	持続注入ポンプ使用
(3) 鼻咽頭エアウェイ	= 5	(腸ろう、腸管栄養時) = 3
(4) O ₂ 吸入又は SpO ₂ 90% 以下の状態が10%以上	= 5	(10) 手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上 = 3
(5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8 6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3		(11) 継続する透析 (腹膜灌流を含む) = 10
(6) ネブライザー 6回/日以上 または継続使用	= 3	(12) 定期導尿(3回/日以上) = 5
(7) IVH	= 10	(13) 人工肛門 = 5
(8) 経口摂取(全介助) 経管(経鼻、胃ろう含む)	= 3 = 5	(14) 体位交換(6回/日以上) = 3



車の後ろの一軒家が「えがお」です。写真の車が送迎車です。





親元離れての支援 ～ 重度包括支援 ～ 社会福祉法人 昴 「ケアホーム みらい」

住所 〒 355-0005 東松山市松山 2160-1 電話 0493-59-9005

地域支援



つづいて、重度の肢体不自由者が暮らすケアホーム「みらい」の紹介です。みらいは医療的ケアに対応した重症心身障害者の方々の方々の住まいです。7名の入居者がいて、そのうち3名が医療的ケアを要する方です。

昼間の活動場所はそれぞれ、昴の生活介護事業所へ通う方、社会福祉協議会が運営する、「いわはな」へ通う方、重心児施設へ通う方等、実に様々です。本音で言うと、昼間は法人自身が運営する事業所に通ってもらわないと、ケアホームの経営は難しいのですが、昴は敢えて本人や保護者の意思を尊重しました。

開所の発端は、川島ひばりが丘養護学校卒業生のうち或る一人の母親の〈決心〉でした。どんな子供でもいずれは親の手から離れていく。皆が独立して生計を立てていくのなら、障害のある子供たちも様々な支援を受けて独立した生活を送らせた。そのためには我が家の土地を提供してホームを建設することだという強い思いでした。そういう同じ思いを持つ親たちの働きかけに、東松山市（行政）や社会福祉協議会、幾つかの福祉事業所（法人）の三者が協同して応えていったという経緯があります。最終的には昴が中心となって、その願いを具体化してくれました。

7名中4名が重度障害者等包括支援を使用しています。この制度は他の制度と重複して使える利点がありますが、事業所にとっては単価が低いため、利用できている方は全国でたった35名という現状です。

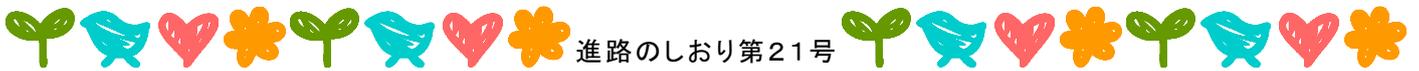
入居したての頃は中々馴染めずに、夕方熱が出る子もいました。その度に母親がしばらく付き添う時もあります（意外に母親は嬉しかったりするそうです）。休日に母が来ると興奮してしまうので、訪問を控える方もいます。一見矛盾しますが、離れてしまい寂しい思いをする親もいました。

一人ひとりが新たな生活リズムを身に付けて、日々の暮らしに落ち着きが訪れるまでには1年半ほど要したそうです。ケアホームの世話人、朝夕の送迎スタッフ、通所先での職員や友達等、今までの生活の中でおそらく初めてと言えるほど、多くの人と関わりを持つようになりました。落ち着くまでに時間を要するのは当然かもしれません。参考になる事はたくさんあります。

詳しくは以下のHPアドレスで参照できます。

ホームページ <http://carehomemirai.web.fc2.com>





親なき後の支援

ひとりで抱え込まないで！

進路相談でよく話題に出る事は「親なき後の我が子の生活」です。県内肢体不自由特別支援学校間の調査では、在学時から卒業後10年の間で、何らかの事情で片親あるいは両親不在の状況に陥ってる卒業生は、総数864名中約11%の割合でした。そのうち卒業後その状態に陥った卒業生は2%という数値でした。卒業後の家庭状況の情報はあまり調査しないので確かなものではありませんが、卒業後10年の間は、大きな変化はあまりないように思われます。しかし、少ない事例を通して考察すると一律に「ひとりで問題を抱え込まないこと。」という言葉につきるようになります。そこで、まわりの支援を受けて入所施設に移った方の事例と、障害者生活支援センターの方のお話をお伝えします。

Aさん

40才、女性、障害者支援施設入所
障害者手帳 1-2(脳性麻痺)、療育手帳 ㊤
在学時家族構成：両親、兄
日常の会話は可能、発作有り

母親は個人経営をしている父親の会社の経理を手伝っているかわら、福祉団体の後援会活動やPTAの活動に積極的に関わり、子育てには「この子のできる事は最大限伸ばしてあげないと、将来苦労する。」を理念として、とても熱心に取り組んでおられました。そして、地域の作業所に進路先が決まり、二十歳の成人を迎えることができました。そのお祝い会に呼ばれたとき、「なんとか、ひとかどの成人を祝うことが出来ました。」と言って晴れ着姿の娘さんの写真を満願の笑みで紹介した姿は今でも思い出します。が、突然の訃報を受け啞然としました。

母親が倒れ病院に送られたとき、家族はその対応に追われ、Aさんの面倒が見られず、近所の方に面倒を見てもらうことになりました。Aさんは、重大な出来事が起きていることは理解できますが何をしていたのかが解りません。「お腹すいた…」と近所の方に訴え、食事の提供を受けることが精一杯だったようです。当時はまだ生活支援センターのような特定の相談窓口はなく今まで培った人的なネットワークが頼りでした。

○ PTAならびに後援会の方

家庭の事情を知りつつ福祉サービスについて詳しく解る人は、同じ立場にいる人が頼りになります。PTAや後援会の人たちは父親へのアドバイスを含め、家庭で寝泊まりさせるなど当人の面倒もよくみてくれました。

○ 通所施設（公設施設）

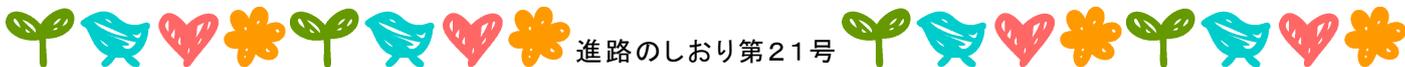
通所施設側では支援の見直しを図り、母親がいなくてもできるだけ現状が保たれるよう体制を整えようとしていました。残念ながら、退所手続きが済まされた後だったので退所せざるをえない状況でした。当時の施設長さんの話では「自宅から通える形で相談しようと思っていたのですが退所を進めておられたのであまりお手伝いできず残念な思いをしました。」とのことでした。

○ 入所施設

後援会になっている福祉組織には入所施設があるので、そこへ移ることになったのですが、本人にとっては母親の死、家族との別れと度重なる環境の変化に対応できず、拒食状態に陥りました。あげく胃ろう手術による栄養摂取となってしまいましたが、施設の支援員さんの細やかな配慮や「私たちがあなたのお母さんよ」と面倒を見てくれているPTAや後援会の方達の支援を受け、10年たった今、徐々ににこやかな表情を見せるようになりました。

(文責 作美)





埼玉北障害者生活支援センター「きらら」

困ったときは障害者生活支援センターへ

地域支援

1、埼玉北障害者生活支援センター

「きらら」とは

福祉情報が知りたい、障害福祉サービスを利用したいなどの相談をお受けする相談機関です。相談支援専門員がご希望に沿い、関係機関やサービス提供事業所との連絡や調整をします。

この事業は、障害者相談支援事業で市町村からの委託を受けて運営しています。事業の対象地域は、埼玉北地域（久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）となります。他の地域にお住いの方も、住んでいる地域に支援センターが設置されています。

2、支援センターの利用の仕方

気になることがありましたら、まずはお電話でご相談ください。家庭訪問または、支援センターに来ていただき相談をお受けします。

相談支援専門員は、障害を持つ方を中心に、その方の状況や環境を個別的に捉え、その方の生活と必要な支援について一緒に考えていきます。相談支援専門員は調整役となります。

3、実際の相談の中から

特別支援学校の保護者の方からは、医療的ケアが受けられる施設や入浴支援が受けられる施設を知りたいとの声を多く聞きました。実際の相談の中でも、医療的ケアと入浴についての相談は多くあります。具体的にどんな医療的ケアが必要なのか、どんな環境にあるのかを個別的に考え、限られ

た資源の中で、関係機関と調整しながら、より良い方法を探していきます。

4、親亡き後の相談について

保護者の方の心配の一つは、自分たちが子どもの面倒を見られなくなったときの支援ではないでしょうか。特別支援学校の生徒さんだけではなく、様々な年齢の方のご家族からも将来についての相談があります。本人の状況にもよりますが、生活の場を「施設」と考えるのであれば、短期入所などで集団での生活を経験し、慣れていくことも、将来に向けての準備となるのではないのでしょうか。必要に迫られ、突然生活の場を移すよりも、施設での生活を経験していることは、本人にとっても安心となります。例えば、普段短期入所を利用していなかった施設での生活になったとしても、集団での生活を経験していたことは、その施設で生活をつくるにあたり、本人の戸惑いは少なくなります。

また、「施設」といっても、その施設ごとの特色があります。見学などで施設を知り、利用する。また、将来に向けて考えるのであれば、利用するだけでなく、その施設のイベントや活動に積極的に参加し、施設入所希望を施設側に伝えていくのも一つの方法になるかもしれません。

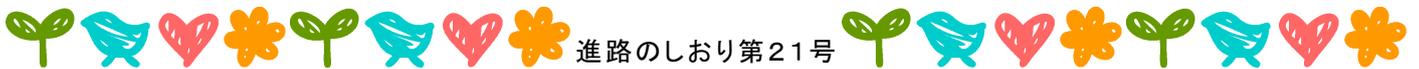
また、在宅での生活、金銭管理など不安なことはあると思います。支援センターでは、ご相談に応じて、本人自身が安心して生活できるように障害福祉サービスの利用等の調整役となります。

— 宮代特別支援学校 進路講演会より —

《 ひとり住まいをされているDさん — 障害者の自立生活運動 — 》

親なき後の生活の場は必ずしも「施設」だけとは限りません。近所のアパートやグループホームで過ごす場合もあります。Dさんもその一人ですが、現在実家から離れアパートで暮らしています。「親をなくし自分を見失っていたとき、障害者の自立生活運動をしている仲間達に支えられました。その人達がいなかったら今の自分はありません。親御さんはとにかく我が子を困らせますが、そうではなく、支援する人の輪を広げ、支援を求める態度をつけさせて下さい。」とお話されていました。紙面の都合で詳細にお伝えできませんでしたが、ここに付記させていただきます。





大学・短大進学について

大学とは、高校とはずいぶん違う場所です。人生の大きな節目にあたり、自分のやりたいこと、自分の適性、時代の変化やニーズを読み取り、生き方を考える貴重な場所です。

大学では自分で考え、自分から行動できることが必要です。「勉強なさい」なんて誰も言いませんが、しないと何も得ることができません。大学は学びの場です。ここでいう「学び」とは、講義や演習だけではありません。サークルや自治的活動、ボランティア活動を含めた大学生活全体での学びを言います。

では大学をどうやって選べば良いのでしょうか。大学には理工系、農・水産系、教育・福祉系、法・経済・商、文・外国系、家政系、情報系など様々な学部・学科があります。自分が興味ある分野を見つけることが大切です。

大学は学校見学を随時行っています。大学全体で行うオープンキャンパスもあります。実際に行ってみることで、学校の様子を知り、学生や教員の話聞くこともできます。また、早いうちから資料請求などの情報を入手しましょう。

大学への通学方法を考えておきましょう。電車やバスなどの公共機関の利用、スクールバスの利用、ガイドヘルパー、ボランティアを利用する方法も考えられます。

「バリアフリー」はすべての大学が行っているわけではありません。学部やコースによっての違いもあります。車いすの在校生や卒業生が多くいる大学は障害があっても過ごしやすい大学と考えて良いと思います。ハード面だけでなくソフト面も考える必要があります。代筆などをして

くれるボランティアサークルや試験のときに配慮してくれる度合いも考える必要があります。

入試制度についても大学を選ぶ一つの要素になります。入試制度は大きく分けて推薦入試・AO入試・一般入試に分けることができます。推薦入試はある評定平均以上の者が受験することができます。試験内容は小論文と面接を行います。何か資格を取得していると有利です。AO入試では、面接を何度か行い、小論文や課題を提出して総合的に判断します。AO入試も資格を取得しておくことが有利です。一般入試は、学科試験を行います。合格点をとることが必要です。

その他に大学を卒業した後、何をしたいかということも大事な大学選びのポイントになります。以上のことを総合的に判断して自分で決めてください。また、以下にホームページや書籍を紹介しますので、参考にしてください。

(文責 榊原)

<参考資料>

全国障害学生支援センターホームページ

<http://www.nscsd.jp/>

書籍「大学案内2014障害者版」

全国障害学生支援センター発行

高等教育段階（大学・短大・高等専門学校）における合理的配慮

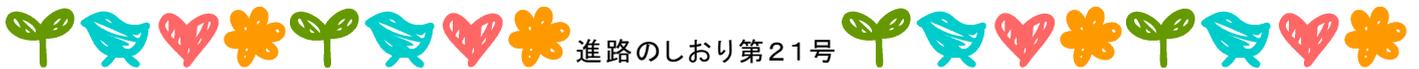
平成25年障害者差別解消法には、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が義務として位置付けられており、今後各大学にはこれらへの対応が求められるようです。



埼玉県内肢体不自由特別支援学校 大学進学状況(平成18～24年度)

進路実現

生徒	大学	大学所在地(県・市)	学部	入試科目・受験の方法	通学方法	合格後の生活	備考
A	東京国際大学	川越市	人間社会学部福祉心理学科	AO入試(小論文、面接) *高1よりオープンキャンパス複数参加。高3で大学複数校と話し合い、受験に至る。	週1回外出支援利用、その他は母親送迎(週3回程度通学)	トイレ、食事等ヘルパー利用。駐車場の確保、事務・学生課・庶務課・教務課等のサポート有。教員がよく声をかけてくれる。バリアフリーになっている。	全館バリアフリー、障害者トイレ完備
B	東洋大学	東京都文京区	社会学部イブニングコース社会学科	国語・数学・英語/一般受験 受験勉強の方法:高1より予備校に通う(週2日程度及び長期休業中)	自宅から最寄の駅まで生活サポート業者の移動支援、最寄りの駅から大学まで電動車椅子で移動。	ゼミに参加。休日も大学に集まったり、ボーリング等と一緒に楽しむ。「バリアフリー推進室」にて、友人と談話。授業は21:25終了。	
C	日本福祉大学	愛知県知多郡美浜町	社会福祉学部社会福祉学科	AO入試...英検2級取得。受験勉強の方法:AO出願資格を得るための日々の学習。英語の重点学習と志願理由などを含めた論文作成の練習	介助者と電車通学。	一人暮らし(24時間の介助派遣を利用) 大学校内では、近くの学生に声をかけて介助を依頼している。	全館バリアフリー、障害者トイレ完備
D	東京国際大学	川越市	人間社会学部	資格AO入試...英検2・準2級、P検準2級等を取得。受験勉強の方法:資格検定用のテキスト使用で課題提出	電動車椅子で自宅から自力通学	通学は自主、ADLはほぼ自立した生活を送る。	全館バリアフリー、障害者トイレ完備
E	東京国際大学	川越市	経済学部	資格AO入試...英検2・準2級、P検準2級等を取得。受験勉強の方法:資格検定用のテキスト使用で課題提出	母が毎日送迎	母がトイレ介助とノートテイク(ボランティアを依頼せず)	全館バリアフリー、障害者トイレ完備
F	東京国際大学	川越市	人間社会学部福祉心理学科	推薦入試、書類審査(調査書・推薦書・志望理由書) 受験勉強の方法:作文指導、面接指導)	自家用車による親の送迎	福祉(手話サークル)に所属、楽しく学校生活を送っている。新座市の「障がい当事者の会」に参加	全館バリアフリー、障害者トイレ完備
G	聖学院大学	上尾市	欧米文学科	英検2級取得 AO入試(作文・面接)オープンキャンパス参加	自家用車による親の送迎。3～4年次は電車やバスを使い、自力で通学したこともあった。		
H	浦和大学	さいたま市緑区	総合福祉学部	推薦、書類審査(調査書・推薦書・志望理由書)推薦資格の英検準2級以上をクリアした。	自家用車による親の送迎	校内の学生ボランティア利用(トイレ介助等)。軽音楽サークルに所属。その他、学外の活動にも多数参加。	役所に就職



制度解説

移送サービス ～ いろいろな移動支援 ～

移動支援に係る福祉サービスについて調べました。地域によって若干の違いはありますが、活動を広げるためのサービスとしてご覧ください。

参考とさせていただいたのは、さいたま市 戸田市 川口市 春日部市 所沢市 富士見市 狭山市 川越市 上尾市 熊谷市 秩父市の11箇所です。

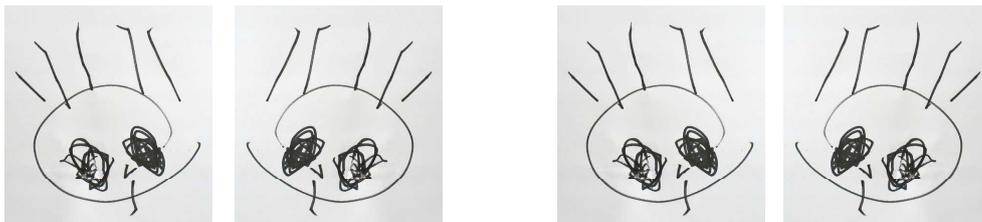
詳しくは、各居住地域の福祉課へお問い合わせください。

事業の種類	内容・補助等	備考
タクシー券 (福祉タクシー-利用料金助成)	身体障害者手帳1級、2級の方または療育手帳(A)、Aの方。(地域によっては3級やBの方も含まれる) 1年間の限度額や利用方法が、地域ごとに決まっている。	福祉タクシー利用料金助成及び自動車燃料費助成のいずれかを選択する。 大方、自動車燃料費助成を選択している家庭が多い。
ガソリン (自動車燃料費助成)	身体障害者手帳1級、2級の方または療育手帳(A)、Aの方。(地域によっては3級やBの方も含まれる) 1年間の限度額が地域ごとに決まっている。また一月あたり上限額も決まっている場合がある。 車とバイクでの上限量が違う場合がある。また、家族運転は、療育手帳または視覚障害の身体障害者手帳所持者のみ可、など地域によって条件がある。	
放課後等デイサービス-児童福祉法-(障害児通所支援)	放課後や夏休みなどの休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供する。 事業所によって、学校に迎えに来て、終了後、自宅に送るケースがある。	障害者総合支援法あるいは児童福祉法に基づく体系。
日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る 事業所によって、年会費や燃料費、食事代等が決まっている。	家計の負担能力等に依りて利用料を支払う。(応能負担) 基本的に1割負担。
移動支援事業 (地域生活支援事業)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動の支援を行う。 (1) 社会生活上必要不可欠な外出 官公庁や金融機関への外出、公的	



<p>※ 移動支援は原則通学通所は使えないのだが、一時的、緊急的な利用が可能である。</p>	<p>行事への参加、日常生活上必要な買い物など。 (2) 余暇活動等の社会参加のための外出 各種行事、余暇・スポーツ活動などへの参加、ボランティア活動、映画鑑賞・観劇など。</p>	
<p>生活サポート事業 -県事業-</p>	<p>在宅の身体障害者、障害児、精神障害者、知的障害者または知的障害者と同程度の障害と医師から診断を受けた人で市に登録された方に登録した団体が、障害者の一時預かり、介護人の派遣、障害者の送迎や外出援助などのサービスを行います。利用にあたり、利用料の負担と利用時間の上限がある。</p>	<p>年間150時間の範囲以内。 (秩父市120時間)</p>
<p>福祉有償運送</p>	<p>訪問介護事業者やNPO（非営利法人）等が、要介護者や身体障害者等、公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所、レジャー等について有償で行う車両による移送サービス。</p>	
<p>住民参加型在宅福祉サービス (社会福祉協議会)</p>	<p>全国的には、家事援助・介護・外出時の付き添い・話し相手・車による移送・配食・入浴など、個人の各家を訪問して行う（訪問型）サービスがあるが、家事援助の支援が主体となっているケースが多い。</p>	<p>かかる交通費等は利用者負担。</p>
<p>ボランティア</p>	<p>社会福祉協議会が管理している地域が多い。また、ボランティアセンターがある地域もある。 ボランティアの組織は多数存在するが、支援の内容は個々に要相談。 移動に関するボランティアは少ない。</p>	

*医療的ケア対象者は移動の際、保護者同伴の場合があるので、サービス事業者にご確認ください。



障害者手帳の複数所持について

制度解説

肢体不自由特別支援学校に通われる児童生徒の皆さんには、身体障害者手帳（赤）と療育手帳（緑）とを所持している方が多いようです。様々な経緯を経て2つの手帳を所持されているわけですが、福祉サービスの利用の際に両方を提示するような場面は、そして、メリットを感じたことはどのくらいあったのでしょうか？
いくつかの思い違いを通して、赤と緑の手帳を持つことのメリットを考えてみます。

思い違い①

『1級、2級の手帳を持っていれば福祉サービスが…』全てすんなりと利用できるわけではありません。

3障害区別なく同一サービスの利用が可能になったわけですが、施設の利用の際に赤の手帳だけでなく緑の手帳を求められることがあるようです。

思い違い②

『赤と緑の手帳を持っていれば障害基礎年金が2倍以上…』もらえるわけではありません。

障害の程度がより重いほうで障害基礎年金を申請することになっています。

思い違い③

『1級、2級の手帳を持っていれば成年後見人制度も…』すんなりとはクリアできません。

成年後見人制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方への制度ですから、身体障害者手帳を所持しているだけではすぐには認められないようです。

メリットとデメリットを考える時、「優先順位」を考えることになります。

「うちの子の場合は…」と迷った時には、役所の福祉担当窓口や障害者生活支援センター等に相談をしてみてもいいかもしれません。手帳の取得を含めて、お子さんに適したサービス受給の方法等についてアドバイスをいただければいいのではないでしょうか。

メリットのあれこれ（まとめ）

☆ 手当の支給 ☆

市町村によって受けられる内容は異なり、所得の制限がありますが、障害児福祉手当（20歳未満）、特別障害者手当（20歳以上）の他にも支給される手当があり、緑の手帳所持により加算されたり、重複して支給がされる場合があるようです。また、障害の軽度の方は緑の手帳を所持することで、より重度とみなした支給やサービスの提供がされるようです。

☆ 福祉サービスの利用 ☆

「主として知的障害者対象」と表記して、利用対象者を決めているサービス事業所や活動があります。受け入れ側の了解が必要ですが、範囲が広がります。

ショートステイの利用のように、受け入れ施設側のメリットもあるようです。

☆ 就労 ☆

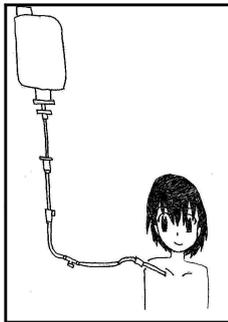
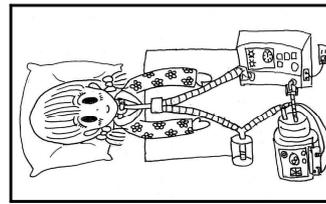
軽度の身体障害の方は、職業上の重度に判定される可能性もあり、採用企業側もメリットが多くなります。また、働く現場での理解と支援を受けやすくなるようです。

（文責 櫻井）



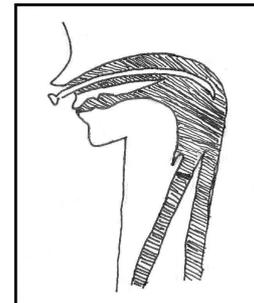
＜レスピレーター＞（P. 5）

人工呼吸器のこと。気管に挿入したチューブからポンプで空気を送り込み、人為的に呼吸を行わせる装置。



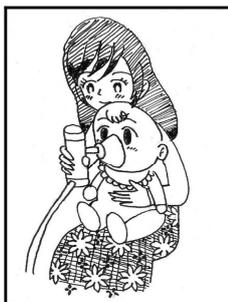
＜IVH＞（P. 5）

中心静脈栄養法のこと。大静脈（胸か首か鼠径）にカテーテル（管）を入れて高カロリー輸液で栄養補給をする。長期間、経口摂取ができない場合に行われる。



＜鼻咽頭エアウェイ＞（P. 5）

鼻からのど（咽頭）までチューブを入れることにより空気の通り道を確保するもの。舌根沈下などの原因で軌道が狭く呼吸しにくくなる場合、一時的に、または常時、睡眠時等に使用する。



＜ネブライザー＞（P. 5）

吸入器ともいうが、スチーム吸入器とは異なり、液体の薬剤を噴霧する装置のこと。医療用の大型のものから家庭用の小型なもの（卓上サイズ）、電池で駆動できる携帯用の超小型なもの、ジェット式、超音波式と様々なものがある。

（イラスト：さいたま市立さくら草特別支援学校高等部3年 星野まこ さん）

＜重度包括支援＞（P. 6）

「重度障害者等包括支援」のこと。平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法によるところの障害福祉サービスの一つである。介護の必要性がとて高い人に対して、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行う。詳しくは、厚生労働省ホームページ（「障害者福祉」→「障害福祉サービス等」）か、各市町村の福祉ガイド等を参照のこと。

＜合理的配慮＞（P. 9）

障害のある人にも、他の人と平等に人権と基本的自由があり、それを行わせるにあたって過度の制約を受けることのないよう「障害者の権利に関する条約」の第二条に定義されている。同条約を日本は平成18年に採択し、平成25年6月に成立した「障害者差別解消法」と相まって、教育や労働の場で、様々な形で実現すべく検討が行われている。

（例）バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた、障害の状態に応じた適切な施設整備

＜職業上の重度＞（P. 13）

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の重度身体障害者・重度知的障害者のことである。いずれも「ダブルカウント」といい、企業側の報告する雇用数が計算上倍になる。埼玉県の場合、身体障害者手帳1種1・2級または3級の障害を2つ以上重複しているか療育手帳A・Aの者がそれにあたる。また、療育手帳BまたはCでIQ60未満の場合、埼玉障害者職業センターで重度かどうかの判定を行っている。

（文責・島村）

埼玉県内肢体不自由特別支援学校12校
高等部卒業生の進路状況

年 度	2010	2011	2012
就 労	1	2	3
訓 練	4	4	1
福祉法施設	74	80	83
地域デイケア・地活	3	6	3
進 学	2	2	4
在 宅	4	4	1
計	88	98	95

あとがき

■特別支援学校の教員は、児童生徒一人ひとりの、今の幸せと、将来の幸せを願って日々の教育活動にあっています。幸せを求めるために、当然子どもの気持ちが一番で、家族のお考えが第二で、そこに教員も仲間に入れていただき、将来の夢を共有したいと仕事をしています。

子どもたちの将来は社会の変化に影響を受けやすいといえます。社会の動きを見据えながら個々の子どもたちが輝いた人生を過ごして欲しいと夢んでいます。

本冊子はこのように思いが詰まったしおりです。進路指導を担う県内の教員が集まり毎年発行しています。将来のために最新の情報が満載されている本冊子を活用されることを期待しています。

(さいたま市立さくら草特別支援学校長 櫻井 康博)

■「進路のしおり」第21号の発行を迎えることができました。今回も本冊子の編集にあたりいろいろと取材させていただき、「知らない」ことがたくさんあったと解りました。そして、今いくらか知ったことで「利用してみたい」という気持ちになっています。折角よいものがあるのに知らないことで利用できないことは、もったいないことだと思います。これからも「進路のしおり」で様々な情報を提供し、「知って」もらいたいと思います。そして「利用して」見てください。

しおりの作成にあたり多くの方々よりご意見ご協力を頂き心より感謝申し上げます。

なお、記事に関するご意見、お問い合わせは各校の編集委員までお願いいたします。

(編集委員 作美)

[訓練]

国立職業リハビリテーションセンター
東京障害者職業能力開発校など

[福祉法施設]

療護、授産、更生施設、自立支援法事業所
(含 生活介護、就労移行、就労継続等)

[地域デイケア施設]

県条例による小規模作業所
(定員6名から19名)

[地活]

地域活動支援センター

「進路のしおり」第21号

発行日 2014年3月15日

<編集・発行>

◇埼玉県高等学校進路指導研究会特別支援教育
会・肢体不自由特別支援学校小委員会

◇埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会

岩沼 良純 県立和光特別支援学校
048-465-9770

堀口 和久 県立宮代特別支援学校
0480-35-2432

榊原 徹 県立日高特別支援学校
042-985-4391

高橋 彰 県立川島ひばりが丘特別支援学校
049-297-7753

櫻井 辰雄 県立熊谷特別支援学校
048-532-3689

引間 道子 県立秩父特別支援学校
0494-24-1361

卜部 郡司 県立越谷特別支援学校
048-975-2111

白鳥 武彦 さいたま市立ひまわり特別支援学校
048-622-5631

辻 雅之 富士見市立富士見特別支援学校
049-253-2820

島村 隆博 県立蓮田特別支援学校
048-769-3191

古谷 匡 県立所沢おおぞら特別支援学校
04-2951-1102

作美 利春 さいたま市立さくら草特別支援学校
048-712-0395

表紙絵 中学部 2年 長谷川 健さん
(熊谷特別支援学校)

カットは各校の児童・生徒の皆さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

(印刷所) 「株式会社 エル・アートデザイン」

〒361-0023 埼玉県行田市長野 635

TEL 048-555-0551 (代) FAX 048-553-2348

